

- 市職員の給与・定員管理などの状況(2面)
- みんなの健康(3面)
- 高座清掃施設組合の活動(4面)
- ざまインフォメーション(6・7面)
- 小児救急医療の受診状況(8面)

### 犯罪に注意しましょう

## 年末年始特別警戒実施中

12月1日～1月3日

年末年始は家を留守にしたり、現金を持ち歩いたりする機会が多くなります。この時期を狙って多発するのが、空き巣狙いやひったくりなどの犯罪です。自分の身は自分で守るという意識を持ち、次のことを心掛けて、明るい新年を迎えましょう。

- 外出前や就寝前には、扉や窓のかぎをかけたかどうかを必ず確認しましょう。
- ひったくりの被害に遭わないために、歩行中はかばんを車道の反対側に持ち、自転車に乗る場合は、かごに防犯用の網を掛けましょう。
- 自動車やオートバイ、自転車の盗難を防ぐために、車両から離れるときは、わずかな時間でもかぎを掛けましょう。
- 車上狙いを防ぐために、車の中にかばんや財布などの貴重品を置かないようにしましょう。

担当 市民生活課  
☎046(252)8218 FAX046(255)3550  
座間警察署 ☎046(256)0110

## “キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会”を設立

米陸軍第一軍団司令部などのキャンプ座間への移転問題について、星野市長の再三再四にわたる要請にもかかわらず、最近も新聞などでの報道が先行し、いまだに国からの情報提供はありません。

市・市議会・市自治会連絡協議会は、市民と一体となった移転反対運動をしていくため、11月16日に「キャンプ座間米陸軍第一軍団司令部等移転に伴う基地強化に反対する座間市連絡協議会」を設立しました。今後は、この協議会を主体として反対運動を展開していきます。協議会の事業計画には、横断幕(懸垂幕)の掲示、市民の皆さんへの情報提供、国などへの要請行動などを予定しています。

担当 渉外課 ☎046(252)8307 FAX046(255)3550



## 保育園・児童ホーム 平成17年4月の入所希望者を受け付け

来年4月1日以降に、市内の市・私立保育園および児童ホームへの入所を希望する方の申し込みを、次のとおり受け付けます。

### 【市役所での受け付け】

- とき 12月1日(水)～28日(火) および平成17年1月4日(火)～18日(火) いずれも午前9時～正午および午後1時～5時(1月15日(土)午前9時～正午以外の土曜・日曜日、祝日は除く)
- ところ 市役所1階児童課

### 【各施設での受け付け】

と き	と ころ
1月5日(水)	栗原保育園、小松原保育園
6日(木)	相模が丘東保育園、相武台保育園
7日(金)	相模が丘西保育園
11日(火)	ちぐさ保育園、やなせ保育園
12日(水)	わかば保育園、いその保育園、座間すこやか保育園
13日(木)	ひばりが丘保育園、座間子どもの家保育園
14日(金)	座間保育園、広野台保育園
17日(月)	東原保育園、栗の実保育園
18日(火)	緑ヶ丘保育園、あゆみ保育園

※申し込みは、入所を希望する施設以外でも受け付けます。

### ◆注意事項

- ・申込書は、担当、各出張所、市内各保育園および児童ホームで配布しています。
- ・現在入所待機中の方も、新たに申し込みが必要となります。
- ・市外の保育所を希望する方は、締め切りがそれぞれ異なりますので、あらかじめ各自治体の保育担当にお問い合わせの上、早めにお申し込みください。
- ・上記保育所以外の届出保育施設(麦っ子畑保育園、キッズランドアンヘルの家、ひよこ&たまご、ちびっこランドざま園、幼稚園ひろのだいこどもの家)については、直接各施設にお申し込みください。

担当 児童課 ☎046(252)7202 FAX046(252)7043

## 市の花ひまわり 写真コンクール展覧会



市ひまわり推進協議会では、『第4回市の花ひまわり写真コンクール展覧会』を開催します。

市内外の写真愛好家が、ひまわり広場で撮影した146点の写真作品を展示します。ぜひご覧ください。



最優秀賞 尾崎敦子さん(緑ヶ丘2丁目在住)の作品「ひまわり畑の人気者」

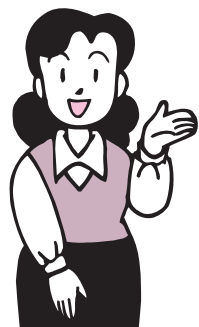
- とき 12月14日(火)～19日(日) 午前9時～午後4時(14日は午後1時～)
- ところ ハーモニーホール座間(市民文化会館)ギャラリー
- 担当 産業課 ☎046(252)7601 FAX046(252)7616

## 市の将来計画づくりのために 市民意識調査にご協力を！

市では、市民の皆さんのご意見を市政に反映させるため、市民意識調査を実施します。

この意識調査は、無作為に選んだ20歳以上の市民3000人をお願いするもので、今月中旬に調査票を配布します。アンケート用紙がお手元に届いた方は、ご協力をお願いします。なお、アンケート用紙は郵送する場合と、職員研修の一貫として職員が直接お届けする場合があります。

担当 市民情報課 ☎046(252)8144 FAX046(255)3550



# 市職員の給与・定員管理などの状況

市では、市職員の給与・定員管理などの状況を広く皆さんに知っていただくこと、公表を行っています。給与は、給料と職員手当で構成されており、その内容は、市議会で審議・議決された給与条例で定められています。

担当〈給与〉 職員課 ☎046(252)7911  
 〈定員管理〉 企画政策課 ☎046(252)8289  
 ☎046(255)3550



## ① 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成16年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成14年度 の人件費率
平成15年度	人 126,878	千円 31,567,953	千円 997,322	千円 8,022,818	% 25.4	% 26.9

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

## ② 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成16年度	人 817	千円 3,408,641	千円 1,145,311	千円 1,503,658	千円 6,057,610	千円 7,414

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は、当初予算に計上された額です。

## ③ 平均給料月額などの状況 (平成16年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
384,562円	511,024円	46歳	270,195円	319,579円	41歳9月

(注) 平均給与月額とは、給料月額と調整手当、扶養手当などの職員手当を合算したものです。

## ④ 初任給の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	市		国	
	決定初任給	採用2年経過日 給料額	決定初任給	採用2年経過日 給料額
一般行政職 大学卒	184,400円	198,600円	I種 184,400円	I種 198,600円
			II種 170,700円	II種 184,400円

## ⑤ 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒 283,325円	320,100円	348,600円
	高校卒 234,600円	277,600円	308,600円
技能労務職	高校卒 196,925円	242,500円	267,325円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

## ⑥ 一般行政職の級別職員数の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事補	主事	主任	係長	課長補佐	課長	部長	—	
職員数	13人	40人	61人	175人	40人	83人	15人	427人	
構成比	3.0%	9.4%	14.3%	41.0%	9.4%	19.4%	3.5%	100%	
参考	1年前の構成比	3.7%	10.1%	16.8%	36.7%	10.5%	18.5%	3.7%	100%
	5年前の構成比	3.3%	13.9%	25.1%	34.7%	7.9%	12.2%	2.9%	100%

(注) 1 市の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

## ⑦ 昇給期間短縮の状況

区分	合計		一般行政職	技能労務職
	職員数 (A)	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B)		
平成15年度	530人	51人	406人	124人
		比率 (B) / (A)	9.6%	14.5%
平成14年度	542人	41人	407人	135人
		比率 (B) / (A)	7.6%	13.3%

## ⑧ 職員手当の状況

調整手当 (平成16年4月1日現在)	支給対象地域	全地域
	支給率	10%
	支給対象職員数	817人
	国の制度(支給率)	0%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成15年度決算)	456,176円

区分	市		国
	配偶者	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	
扶養手当 (平成16年4月1日現在)	14,400円	7,000円	13,500円
	7,000円	7,500円	6,000円
	11,200円	5,000円	11,000円
	5,000円	5,000円	5,000円
満16歳から満22歳までの子に対する加算額	5,500円	5,000円	5,000円
住居手当 (平成16年4月1日現在)	借家など居住形態によって支給(支給上限額は30,000円)		
通勤手当 (平成16年4月1日現在)	交通機関等利用者には運賃等相当額を、自動車等利用者には通勤距離の区分に応じて支給(支給上限額は55,000円)		
管理職手当 (平成16年4月1日現在)	管理職の職責に応じて給料の12%~16%の範囲で支給		

区分	全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	支給対象職員1人当たり平均支給年額
特殊勤務手当 (平成15年度)	49.6%	27,201円
	手当の種類(手当数)	18種類
代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	変則勤務手当・清掃業務手当・消防出動等手当・福祉業務手当・現場作業手当
	多くの職員に支給されている手当	変則勤務手当・清掃業務手当・消防出動等手当・福祉業務手当・徴収等手当

区分	平成15年度	支給総額	196,267千円
	時間外勤務手当	職員1人当たり支給年額	214千円
平成14年度		支給総額	208,827千円
	職員1人当たり支給年額	252千円	

区分	市	国
期末手当 勤勉手当	(平成15年度支給割合)	(平成15年度支給割合)
	6月期 1.55月分	6月期 1.55月分
	12月期 1.45月分	12月期 1.45月分
	計 3.00月分	計 3.00月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.0月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.0月分
	勤続25年 33.75月分	勤続25年 33.75月分
	勤続35年 47.5月分	勤続35年 47.5月分
	最高限度額 60.0月分	最高限度額 60.0月分
	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
	退職時特別昇給 2号給	退職時特別昇給 1号俸
	1人当たり平均支給額 13,240千円	26,244千円
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## ⑨ 特別職の報酬等の状況 (平成16年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 893,000円
	助役 721,000円
	収入役 675,000円
報酬	議長 522,000円
	副議長 434,000円
	議員 404,000円
期末手当	(平成15年度支給割合)
	6月期 2.25月分
	12月期 2.10月分
	計 4.35月分
	(平成15年度支給割合)
	6月期 2.25月分
12月期 2.10月分	
計 4.35月分	

## ⑩ 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成15年度	平成16年度			
一般行政部門	議会	9	8	△1	欠員不補充 組織の活性化、見直し
	総務	160	158	△2	
	税務	46	46		
	民生	159	163	4	
	衛生	102	94	△8	
	農林	9	9		
	商工	4	4		
	土木	69	68	△1	
小計	558	550	△8		
特別行政部門	教育	126	124	△2	欠員不補充 欠員不補充
	消防	145	144	△1	
	小計	271	268	△3	
公営企業等会計部門	水道	37	35	△2	徴収業務の民間委託化
	下水道	16	16		
	国保	15	15		
	その他	17	17		
	小計	85	83	△2	
合計	914	901	△13		

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。



# みんなの健康



担当 市民健康課 保健係 ☎046(252)7225 予防・医療係 ☎046(252)7213 リハビリ係 ☎046(252)7317 046(252)7043

## ツベルクリン反応検査とBCG 予

対象	とき	
	ツベルクリン	BCG
8月1日～15日生まれ	12月1日(水)	12月3日(金)
8月16日～末日生まれ	12月6日(月)	12月8日(水)
6月、8月生まれ	12月7日(火)	12月9日(木)

▽受付時間=午後1時15分～2時15分(時間厳守) ▽ところ=市民健康センター▽対象=生後3カ月～4歳未満(なるべく1歳までに)  
※ツベルクリン反応検査の結果、陰性の場合BCGを接種し、陽性の場合再検査します。

## 4カ月児健康診査 保

▽とき=12月21日(火)午後1時～2時▽ところ=市民健康センター▽対象=平成16年8月生まれ

## ツベルクリン反応検査・BCGのお知らせ



結核予防法の改正により、平成17年4月からBCGの対象年齢が6カ月未満に引き下げられます(6カ月を過ぎての接種は自己負担となり、小児医療費助成の対象外です)。

これは、乳幼児の重症結核を予防するため、ツベルクリン反応検査を実施せずに、直接BCGの接種を6カ月未満までに実施するものです。

未接種のお子さんは、今回のみ例外として3月までに指定日に関係なく、早めに接種するよう心掛けてください。

担当 市民健康課 ☎046(252)7213 046(252)7043

## 忘れていませんか? 成人歯科健康診査は12月28日まで!



○実施期間 12月28日(火)まで  
○診査内容 歯の状況、歯周病、歯列、あご関節など

○対象 40歳～50歳の市内在住者(歯科疾患治療中の方は除く)  
※51歳～70歳の方の申し込みは終了しました

○負担金 1000円(免除対象と思われる方は担当に確認を)

○受診方法 受診票持参の上、各医療機関へ  
担当 市民健康課 ☎046(252)7213 046(252)7043

## ペットのマナーを守りましょう!

市には犬猫のふんの放置や放し飼い、捨て犬、捨て猫など、ペットに関する苦情が数多く寄せられています。ごく一部の飼い主の道徳意識の欠如に、地域の皆さんが非常に迷惑をしています。

ペットを飼っている方やこれから飼おうとする方は、動物の本能や習性を十分に理解し、マナーを守って適正な飼育を心掛けてください。また、必ず次のことを守ってください。

- 犬は引き綱を付けて散歩し、ふんは必ず持ち帰って始末する
- ペットは愛情を持って最後まで飼育する
- 犬には鑑札を付ける
- 放し飼いはしない



担当 市民健康課 ☎046(252)7213 046(252)7043

## 8～10カ月児健康診査 保

市では、指定医療機関を定め、無料で健康診査を実施しています。対象者には個人通知をしますので、あらかじめ医療機関に電話連絡の上、母子健康手帳をお持ちになって受診してください。

## 1歳6カ月児健康診査 保

◆内科▽ところ=指定医療機関▽対象=平成15年5月生まれ◆歯科▽とき=12月8日、15日いずれも水曜日午前9時30分～10時30分▽ところ=市民健康センター▽対象=平成15年4月生まれ



## 2歳児歯科健康診査 保

▽とき=12月22日(水)午後1時～2時受け付け▽ところ=市民健康センター▽内容=歯科健診、予防処置および育児相談など(予防処置は希望者のみで有料)▽対象=平成14年11月生まれ▽持ち物=母子健康手帳、歯ブラシ▽申込方法=直接会場へ(事前通知はありません)ご注意ください

## 救急診療 ※電話をかける場合は番号をお確かめの上、お間違のないように! 予

### ◆休日昼間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	午前9時～11時45分、午後2時～4時45分
内科	☎046(252)9090		
歯科	☎046(252)8217		
耳鼻咽喉科	☎042(756)9000	相模原南メディカルセンター(相模原市相模大野)	午前9時～11時30分、午後1時30分～4時30分
外科・婦人科・眼科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午前9時～正午、午後2時～5時(診療時間)

### ◆夜間

診療科目	電話番号	診療場所	受付時間
小児科	☎046(255)9933	休日急患センター(市民健康センター1階)	月曜～金曜日:午後7時～9時45分 土曜・日曜日、祝日:午後6時～9時45分
内科	☎046(252)9090		
外科	☎046(251)0119		
消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。			午後6時～10時(診療時間)

### ◆深夜

診療科目	電話番号	診療場所	診療時間
小児科	☎046(255)9933	小児救急情報センター(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前7時(重病の場合は午前8時)
内科・外科	☎046(251)0119	消防テレホンサービス(左記)でご確認ください。	午後10時～翌朝午前8時

※聴覚障害者専用問い合わせ先 ☎046(251)5263

## リラクゼーション講座

- とき 平成17年1月15日(土)午前10時～11時30分(午前9時30分開場)
- ところ スカイアリーナ座間(市民体育館)武道室
- 内容 アロマ(芳香)の空間で、ストレッチや呼吸法を組み合わせ、疲労回復と心身のリラクゼーションをする(使用するアロマオイルは純粋な植物性オイルで無害)

- 対象 18歳以上
- 定員 50人(先着順)
- 参加費 500円
- 持ち物 タオル、バスタオル、動きやすい服装
- 申込方法 平成17年1月14日(金)までに参加費を添えて直接担当へ(電話予約可。1週間以内に手続きを)



担当 市民体育館 ☎046(255)0077 046(255)1188

## サークル会員募集

### ○ZHEC(座間市東原英会話サークル)

- ▽内容 外国人講師による初心者英会話▽とき 毎月四回金曜日午前10時～正午▽ところ 東原小学校▽会費 月額二千円(入会金千円)▽連絡先 ☎046(255)3600(益田)

### ○パル山の会

- ▽内容 山岳ガイドが指導し、ハイキングや冬山、岩登りなどを楽しむ▽とき 毎月二回▽対象 どの年代も(中高年歓迎)▽連絡先 ☎046(255)6428(金内・午後七時以降)

### ○絵画サークル「ポピーの会」

- ▽内容 デッサン、水彩、油絵▽とき 毎月第一・第三火曜日午前10時～午後3時30分▽ところ 東地区文化センター▽会費 月額二千五百円▽連絡先 ☎046(259)1131(小山)

### ○立野台琴の会

- ▽内容 大正琴▽とき 毎月二回金曜日午前9時～10時30分▽ところ 立野台コミュニティセンター▽連絡先 ☎046(254)850(平尾)

### ○書道クラブ

- ▽内容 書を学ぶ▽とき 毎月二回金曜日午前10時～正午▽ところ 東地区文化センター▽会費 月額二千円▽連絡先 ☎046(254)9768(福田)

地球温暖化を防ぐために

# 報告します! 温室効果ガス総排出量

## 温室効果ガス排出量

(単位: t-CO<sub>2</sub> ※二酸化炭素に換算した重さ)

項目	平成11年度	平成17年度 (目標値)	平成15年度	増減(%)
電気使用量	6,431.1348	6,109	6,249.5436	△2.8
公用車燃料使用量	472.8704	424	516.4085	9.2
その他燃料使用量	1,764.4431	1676	1,556.8647	△11.8
その他(*)	20.2733	—	22.2942	10.0
市全体	8,688.7216	8,253	8,345.111	△4.0

\*その他は、自動車の走行およびカーエアコンの使用分に伴う排出量

このほど「座間市地球温暖化防止実行計画」(市行政の温室効果ガス削減計画)に基づく、平成15年度の温室効果ガス総排出量調査点検結果がまとまりました。「市行政の温室効果ガス総排出量」とは、すべての市施設で使用した電気やガス、公用車が使用したガソリンなどの量を、温室効果ガスといわれる二酸化炭素の排出量に換算したものです。なお、この実行計画の計画期間は、平成13年度から17年度までの5年間で、今回が3回目の結果報告になります。

平成15年度の温室効果ガス総排出量は、約8,345トンで、基準となる平成11年度より約343トン削減することができました(左表参照)。これは、表中の「その他燃料」の一つである「冷・暖房のためのガスの使用量」を大幅に削減できたことによるもので、市庁舎内などの温度設定の徹底(夏季は28度、冬季は20度に設定)などを、職員が一体となって取り組んだ結果といえます。しかし、この大幅な削減は、平成15年度が冷夏だったことと暖冬であったおかげであることも事実です。エネルギーの使用量は各年の気象状況に大きく影響されるため、猛暑であった平成16年度は再び増加する可能性が高いと予想できます。このほかにも公用車燃料の使用量に増加傾向が見られるなど、市では、より一層の温室効果ガス削減に向けた取り組みを進めるとともに、職員のさらなる省エネ意識の高揚に努めていきます。

担当 環境保全課 ☎046(252)8214 046(257)7743

自転車、移動保管料として二千円を徴収していただきます。撤去した放置自転車を返還する際には、移動保管料として二千円を徴収していただきます。



ごみ処理量などの推移

年度	ごみ(t)	し尿(kℓ)	人口(人)
6	87,573.12	52,757.90	312,137
7	89,340.65	50,980.40	313,372
8	91,258.76	49,775.50	316,946
9	90,728.57	48,657.50	319,391
10	89,157.44	47,490.90	321,631
11	89,649.21	41,048.40	323,396
12	91,543.89	37,111.40	324,752
13	89,120.64	28,872.30	326,889
14	88,380.38	27,873.30	329,669
15	87,428.29	25,050.50	333,053

ごみ処理量などの推移は、平成六年度から平成十五年度までの組合で処理した「ごみ」および「し尿」の量と、それらの処理を組合で行っている三市の人口の推移は、左表のとおりです。平成十五年に組合で処理したごみは八万七千四百二十八トン、し尿は二万五千五百一十キロリットルでした。前年度と比べると、ごみ

市内で出されたごみは、海老名市本郷にある「高座清掃施設組合」(以下組合)に運んで処理しています。組合は、本市、海老名市、綾瀬市の三市(以下三市)で構成する特別地方公共団体(一部事務組合)です。今回は、組合の業務を理解していただくために、「ごみの排出量の近年の推移や、環境対策の現状などについてお知らせします。」

# 高座清掃施設組合

より環境に優しい施設へ

みが九百五十二トン、し尿が二千八百二十三キロリットルほど減少したことになりました。ごみについては分別と再資源化が皆さんに浸透してきたこと、し尿については各家庭の公共下水道への接続が進んだことなどが、削減に結びついたと考えられます。ごみ処理には、一トン当たり約三万四千四百円、し尿処理には一キロリットル当たり約八千八百円もの経費が掛かります。

## ごみ五〇パーセント削減に向けて

市では、組合の焼却施設の更新に伴う多くの財政負担、ダイオキシン類などによる環境問題、焼却灰の最終処分問題などを考え合わせ、平成二十三年までにごみ焼却処理量を現在の五〇パーセントに削減する目標

を掲げています。近年、ごみの処理量は少しずつながら減少していますが、目標を実現する協力には、さらなる皆さんの協力が必要です。例えば、集積所に出されたごみを分析すると、現在も相当量の紙類やプラスチック類の資源が含まれていて、これを分別して資源として回収できれば、その分ごみは確実に減らすことができます。ごみ処理量の五〇パーセント削減実現のために、ごみの分別と資源化の徹底をお願いします。

## 進めています!

ごみは燃やすと、発がん性物質として健康への影響が懸念されるダイオキシン類が発生します。また、燃やした後の焼却灰の中にもダイオキシン類は含まれています。ダイオキシン類は法律で環境基準や排出基準が厳しく定められています。もちろん組合の焼却炉、排ガス、排水は、これらの基準に適合しているのをご安心ください。

## 皆さんのご意見を

組合には、ごみ焼却炉から出る余熱を利用した施設として、本郷老人福祉センター(本郷庄)と温水プールがあります。平成十五年度は、本郷庄に六千六百五十二人、温水プールに十一万四千五百八十二人の方々が訪れました。清掃施設をはじめ、本郷庄や温水プールも、三市市民の共有の施設です。これらの組合施設の今後の在り方などについて、皆さんのご意見をお聞かせください。なお、団体での施設見学も可能です。皆さんのお越しをお待ちしています。

## ISO14001認証を取得

組合では、より積極的にごみの減量と資源化や環境

環境問題の解決に... その9 地球温暖化防止のために... 二酸化炭素を減らすよう、省エネ型ライフスタイルを心掛けましょう!

担当 環境保全課 ☎046(252)8214 046(257)7743

### エアコン

- 冷房は28℃、暖房は20℃を目安に温度設定する
- フィルターはこまめに掃除する
- 室外機は風通しの良い場所に設置し、夏場は日除けをする
- 保温効果を上げるため、カーテンは厚めのものにする
- カーテンやブラインドはしっかり閉める

### 冷蔵庫

- 熱い物は冷ましてから入れる
- 開閉の回数を減らす
- 物を詰め込み過ぎないようにする
- 冷蔵庫の霜取りをこまめに行う
- 背面10cm、上10~20cm、両側2cm程度のすき間を空ける
- ドアにすき間ができないよう、定期的にバックインをチェックする

### ガス機器

- 鍋などの底の水は拭き取ってから火にかける
- 炎が底からはみださないようにする
- バーナーの穴づまりはこまめに掃除する
- やかんの底は丸い物より平らな物にする
- 熱効率のよい電磁調理器、圧力鍋を活用する
- 風呂の水は夏なら朝にため、冬は沸かす直前にためる
- 風呂の湯を沸かすときはフタをして沸かす
- 風呂は家族で間隔を置かずに入る

### 照明器具

- 不必要な照明はこまめに消す
- 部屋の大きさにあった明るさの照明を選ぶ
- こまめに掃除をする

### 洗濯

- 洗濯物は入れ過ぎず、約8割くらいにとどめる
- 注水すぎより、ためすぎを利用する
- なるべく風呂の残り湯を使う

# ご注意ください「深夜騒音」

飲酒の機会が増えるこの季節になると、深夜騒音に関する苦情が多く寄せられます。これらは一人一人の心掛けで解消できるものばかりです。生活環境を守るために、次のことには十分注意しましょう。

○夜間は大声を出さない  
○車のエンジンを掛けたままの駐車や、空ぶかしをしない

**【深夜営業している事業者へ】**

飲食店や小売店などの事業者は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」により、騒音の基準などが定められています。特にカラオケなどの音響機器は、音が外部に漏れない装置を備えていないと午後11時以降は使用できません。また、事業活動がもたらす発生する話し声や、自動車のドアの開閉音および発着音なども、騒音公害とならないように努めることが義務付けられています。事業者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

担当 環境保全課 ☎046(252)8214 046(257)7743

# 地下水の保全に雨水浸透施設等設置助成制度のご利用を!

市では、雨水を地下に浸透させ、地下水の保全を促進する施設の設置に対して助成をしています。既存住宅のほか、新築・改築時の設置も対象となっていますが、設置済みの施設は対象外であるなど、対象や金額には一定の条件がありますので、事前に担当にご相談ください。市営水道の貴重な資源となっている地下水。おいしい地下水の供給のため、ご協力をお願いします。

▽雨水浸透ます=1基12,500円(重点的涵養推進区域は17,000円) ▽雨水浸透トレンチ=1メートル6,500円  
▽浸透性アスファルト舗装=1平方メートル500円  
▽雨水貯留槽=1基25,000円

担当 環境保全課 ☎046(252)7675 046(257)7743

# 粗大ごみ収集のお申し込みはお早めに!

市では、粗大ごみを申し込み順に有料で収集しています。通常は申し込みから1週間程度で収集していますが、毎年12月は申し込みが非常に多いため、2週間以上かかる場合もあります。年内の収集をご希望の方は、お早めにお申し込みください。

○年内の受付最終日 12月28日(火)  
○受付時間 午前8時30分~午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)  
○申し込み電話番号 ☎046(252)7560

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 046(252)7616

# ごみの減量と資源化が大きく前進!

市では、ごみの減量と資源化を進めるため、10月1日からごみと資源物の収集回数などを変更しました。その結果、前年10月の収集実績と比較すると、プラスチック製容器包装をはじめとする資源物の収集量が大幅に増加する一方、燃えるごみの収集量を削減することができました(下表参照)。

より一層のごみの減量と資源化に向け、引き続き市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

品目	燃えるごみ・資源物の収集量				
	燃えるごみ	プラスチック製容器包装	ペットボトル	紙類	布類
平成15年10月	2,200.8 t	54,720kg	28,990kg	364,740kg	54,840kg
平成16年10月	2,010.0 t	77,700kg	45,860kg	460,620kg	63,330kg
増減	△190.8 t	22,980kg	16,870kg	95,880kg	8,490kg
増減率	△8.7%	42.0%	58.2%	26.3%	15.5%

担当 資源対策課 ☎046(252)7659 046(252)7616

# リサイクルプラザ 再生家具の展示・販売のお知らせ

リサイクルプラザでは、粗大ごみとして各家庭から出された家具や木工製品などを、簡単な補修を施してから展示し、希望者に安価で販売しています(多数抽選)。皆さんのお越しをお待ちしています。

**12月分の購入申込を受け付け**

○とき ▽購入申込=12月4日(土)~11日(土) 午前9時~午後4時(11日(土)は正午まで) ▽販売抽選=12月11日(土) 午後1時~

※毎週月曜日(祝日の場合は翌日)は休館します。

○ところ リサイクルプラザ(東原2-16-10)

○対象 市内在住・在勤で営利を目的としない方

○申込点数 一人1点まで

※購入した品物は、各自持ち帰りとなります。

担当 リサイクルプラザ ☎046(252)7963 046(252)7964





【座間市のお知らせ】

12.1

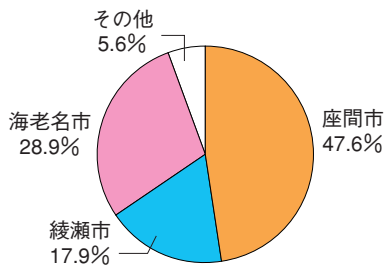
◆平成16年(2004年)12月1日発行
◆座間市企画部市民情報課編集
〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1
☎046(255)1111(代) ☎046(255)3550
URL:http://www.city.zama.kanagawa.jp/
☎:http://www.city.zama.kanagawa.jp/m/

平成十五年度に小児救急医療を受診した患者数は、休日急患センターで一萬一千八百四十九人、救急病院では四千九百七人でした。受診者を地域別に見てみると休日急患センターでは四七・六パーセントが座間市市民の利用で、次いで海老名市民、綾瀬市民の順となり

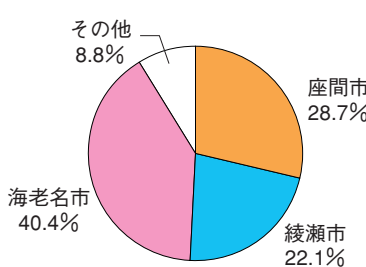
●●● 受診状況 ●●●

また、高度な医療行為が必要な患者の治療は、北里大学病院(相模原市北里)が対応しています。
※休日急患センターの診療時間および問い合わせ先などは、三面「みんなの健康」で紹介しています。

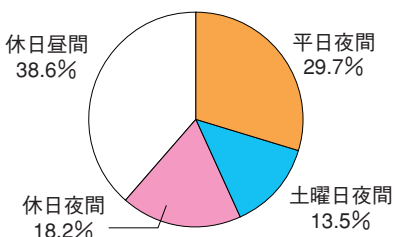
グラフ1 地域別休日急患センター受診割合



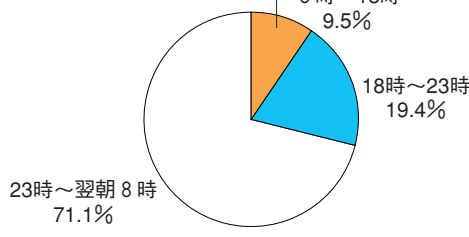
グラフ2 地域別救急病院受診割合



グラフ3 診療区分別休日急患センター受診割合



グラフ4 時間帯別救急病院受診割合



事業費の状況
平成十五年度に小児救急医療体制に要した事業費は、総額で一億二千三百四十五万一千円で、内訳としては休日急患センターで運営経費として六千六百八十七万七千円、救急病院では委託料として五千六百五十七万四千円でした。休日急患センターの運営経費については、三市の負担金と診療報酬、県補助金で賄い、救急病院の委託料は三市で負担金を支出しています。この経費を患者一人当たりで換算すると、休日急患センターが五千六百四十四円、救急病院が一万一千五百二十九円となります。

●●● 事業費の状況 ●●●

安心した毎日を送るために
市では、こうした小児救急医療体制と併せ、休日急患センターでの休日・毎夜の内科診療や深夜の内科・外科診療体制の充実など、急病のときは、いつでも安心して受診できる救急医療体制の確保に努力しています。
これからの季節は、空気が乾燥し、風邪やインフルエンザなどが流行しやすい日を送るためにも、日ごろから健康への関心を高め、健康管理に気を付けましょう。

●●● こんにちは ●●●
●●● 赤ちゃん ●●●



おおい ふうた 大井 風汰ちゃん H16.8.21生まれ 男 南栗原 4丁目



にし あゆみちゃん H15.12.8生まれ 女 西栗原 1丁目



とうち ななさ 戸内 七彩ちゃん H15.12.5生まれ 女 栗原中央 4丁目



おおつか ののば 大塚 なの葉ちゃん H16.3.10生まれ 女 相模が丘 5丁目



やまぐち りょうた 山口 亮太ちゃん H16.4.21生まれ 男 さがみ野 1丁目



すわ なつき 諏訪 菜月ちゃん H15.12.6生まれ 女 栗原 1丁目

♪ 今月のロビーコンサート ♪

「清らに☆はきらめき」

○とき 12月8日(水) 午後0時20分~0時40分
○ところ 市役所1階市民サロン
○曲目 クリスマスソングほか
○演奏者 ソプラノ 三廻部浩子さん、ピアノ 西山喜美子さん



子どもの急な発病にもしっかり対応!

小児救急医療の受診状況などをお知らせします

市では、平成十五年四月一日から、座間市休日急患センターを地域拠点とする新しい小児救急医療体制を開始しました。これは、本市と綾瀬市、海老名市の共同事業として、三市の医師会と関係医療機関の協力で実施しているもので、通常の医療機関の診療と併せて、お子さんの病状に応じた適切な治療を二十四時間受けることができるようになりました。
今回は、平成十五年度の小児救急医療の受診状況などをお知らせします。
市民健康課 ☎046(252)7213 ☎046(252)7043

●●● 小児救急医療の体制 ●●●

比較的に軽い症状の診療(一次診療)は、休日および毎夜間に休日急患センターで実施しています。なお、深夜の一次診療と入院を伴う診療については、相模台病院(相模が丘六丁目)と海老名総合病院(海老名市河原口)が交代で対応し、当番病院には小児科医が待ちし診療に当たっています。
また、高度な医療行為が必要な患者の治療は、北里大学病院(相模原市北里)が対応しています。
※休日急患センターの診療時間および問い合わせ先などは、三面「みんなの健康」で紹介しています。

またした(グラフ1参照)。また、救急病院では四〇・四パーセントが海老名市民の利用で、次いで座間市民、綾瀬市民の順となりました(グラフ2参照)。
小児救急医療の受診のため、休日急患センターを利用した人を診療区分別で見ると、休日昼間の受診が四千五百七十四人で最も多く、次いで平日夜間が三千五百二十三人、休日夜間が二千六百十人、土曜日夜間が千五百九十二人となりました(グラフ3参照)。また、救急病院での受診状況を時間帯別に見ると、午後十一時から翌朝七時(重症の場合は午前八時)までの受診が全体の七一・一パーセントを占めており、深夜から明け方にかけて患者が集中していることが分かります(グラフ4参照)。

12月4日~10日は人権週間

法務省では、12月4日から10日を第56回人権週間と定めています。期間中は「育てよう一人一人の人権意識」を目標に、人権尊重思想の普及と高揚に努めていきます。市人権擁護委員会では、毎月第2火曜日に市役所において、人権に関する相談に応じています(人権相談)。各人権擁護委員は、自宅でも相談に応じていますので、お気軽に最寄りの委員にご相談ください。市内の人権擁護委員は、次の皆さんです。(敬称略)

Table with 3 columns: 氏名, 住所, 電話番号. Lists names and contact info for human rights commissioners.

【特設人権相談の開設】

市人権擁護委員会では人権週間に伴い、定例の人権相談に代わって「特設人権相談」を開設します。相談内容の秘密は固く守られますので、いじめや差別などの人権侵害から家庭や隣近所でのめごとまで、お気軽にご相談ください。
○とき 12月14日(火) 午前10時~正午、午後1時~3時
○ところ 相模が丘コミュニティセンター、東原コミュニティセンター
○費用 無料
担当 市民生活課 ☎046(252)8218 ☎046(255)3550